

令和 8 年度大分県サイクルツーリズム推進事業 企画提案競技募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度大分県サイクルツーリズム推進事業
 - (2) 履行期限
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
 - (3) 業務概要
別紙仕様書のとおり
 - (4) 限度額
4, 4 9 9, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
-

2 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 大分県から入札参加指名停止を受けていないこと。
- (4) 提案者または協力者に自転車の利活用による新たな体験コンテンツの開発等を行った実績があること。
- (5) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (6) 受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (7) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、大分県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ⑨ 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記 (1) 及び (3) ～ (9) を満たしていること。
 - (10) 事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、大分県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
-

3 提出書類等

(1) 企画提案競技参加表明及び参加資格の確認

① 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（第 1 号様式）

イ 提案者概要（第 2 号様式）

ウ 誓約書（第 3 号様式）

エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・ 賃貸借対照表、損益計算書
- ・ 納税証明書（都道府県税）（写し可）
- ・ 納税証明書（地方消費税）（写し可）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）
- ・ 定款（写しに代表印で原本証明をしたもの）
- ・ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

② 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金） 17 時 00 分 ※必着

③ 提出方法、提出先

PDF ファイルを電子メールで「**7 問い合わせ先**」へ提出すること。

申込書の受領確認は、電子メールの返信で翌日までに行う。ただし、翌日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日にあたる場合は、直近の開庁日までに返信する。

(2) 質問の受付及び回答

① 質問方法

質問票（第 4 号様式）を電子メールで「**7 問い合わせ先**」へ提出すること。併せて、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。

② 受付期限

令和 8 年 9 月 24 日（木） 17 時 00 分 ※必着

③ 回答方法

令和 8 年 9 月 28 日（月）までに、参加表明のあった者に対して「**7 問い合わせ先**」より、電子メールで回答する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

下記アからオまでを合わせて **14 ページ以内とする**。なお、両面印刷の場合は表面・裏面のそれぞれ 1 ページとしてカウントする。

ア 表紙

会社名、担当者及び電話番号連絡先（E-mail 含む）を明記すること。

イ 企画提案書

提案書の提出は 1 社 1 案とする。別添仕様書の内容を踏まえ、独自の提案を行うこと。

ウ 業務工程表

エ 業務実施体制

業務体制、事業責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載すること。

オ 見積書

宛名は「大分県知事 佐藤 樹一郎」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式（各項目の数量、単価等が判断できる内容。）とすること。

【企画提案書等の作成方法】

下記事項に留意すること。

- ・ A 4 サイズ（着色・両面印刷可）
- ・ 言語は日本語、通貨は円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。
- ・ ファイル等による綴込みはしないこと。
- ・ 2 穴パンチ位置を考慮して印刷すること。
- ・ ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

② 提出期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）12 時 00 分 ※必着

③ 提出部数

正本 1 部、副本（正本の写） 5 部

④ 提出方法、提出先

「7 問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、封筒に「令和 8 年度大分県サイクルツーリズム推進事業委託業務関係書類在中」と朱書きすること。また、F A X 及び電子メールによる提出は不可とする。

4 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、契約候補者を選定する。
- ② 提出された企画提案書を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。
なお、1 社につき、持ち時間 25 分以内（提案説明 10 分、質疑応答 15 分以内）とする。
- ③ プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書のみで行い、資料の差し替え及び追加は認めない。
- ④ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、最優秀提案を行った者が契約に至らなかった

場合には、次点の者と契約に向けた協議を行う。

- ⑤ プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査基準

別紙1「審査基準表」のとおり

(3) 審査結果

審査結果は提案者に書面で通知する。

5 企画提案競技に係るスケジュール（予定）

- (1) 企画提案競技参加申請及び参加資格審査に関する書類の提出期限

令和8年9月18日（金）17時00分

- (2) 質問の受付期限

令和8年9月24日（木）17時00分

- (3) 企画提案書等の提出期限

令和8年10月6日（火）12時00分

- (4) 審査会の実施予定日（場所：大分県庁舎）

令和8年10月9日（金）

※ 正式な実施日時等については、提案者に対して別途通知する。

6 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は提案者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申請は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (3) 参加資格を満たしていない場合、最優秀提案に選定されたとしても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者を繰り上げる。
- (4) 提案者が3者を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に電子メールで通知する。
- (5) 本事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (6) 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのある全ての行為を禁止する。
- (8) その他、定めのない事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）及びその他大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。
- (9) 最優秀提案に選定された場合も、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することがある。

7 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光誘致促進班 担当：生野、平田

TEL：097-506-2116

E-mail：[a14180【@】pref.oita.lg.jp](mailto:a14180@pref.oita.lg.jp)
